

よくあるお問い合わせ（授業料等減免制度） Q&A

2023年4月更新
学生支援課 奨学金係

Q. 授業料等減免を受けたいが手続きはどうすればいいか。

A. 日本学生支援機構給付奨学金の申請時に、【A 様式 1】授業料等減免申請を提出してください。

Q. 修学支援新制度（JASSO 給付奨学金＋授業料等減免）の採用候補者となっているが、入学前に納付する入学金や授業料は全額納付する必要があるか。

A. 本学では学費（入学金を含む）を一旦全額納入していただいた後に、減免相当額を還付します。

Q. 高等教育の修学支援新制度の対象者だが、授業料・入学金の減免方法、時期、金額等の詳細が知りたい。

減免方法は給付奨学生として採用された時期によって異なります。なお、家計急変で採用された場合の還付については個別で対応します。

<春学期>

【前年度以前採用者】予め減免された金額が記載された学費納付振込用紙を当該年度の5月中旬頃に財務課から送付しますので、記載内容に従って当該年度の7月11日（該当日が休日の場合は翌平日）までに学費を納入してください。なお、学費の延納手続きは不要です。

A. 【今年度採用者】学費を一旦全額納入していただいた後、減免相当額を還付します。

<秋学期>

【今年度7月以前採用者】予め減免された金額が記載された学費納付振込用紙を当該年度の10月中旬頃に財務課から送付しますので、記載内容に従って当該年度の1月11日（該当日が休日の場合は翌平日）までに学費を納入してください。なお、学費の延納手続きは不要です。

【今年度8月以降採用者】学費を一旦全額納入していただいた後、減免相当額を還付します。

※還付時期や金額等の詳細は対象者へ通知文を送付します。

Q. 給付奨学金の継続と授業料等減免の継続とは同じ手続きか。

給付奨学金と授業料等減免とは継続の手続き内容が異なります。給付奨学金については、スカラネット・

A. パーソナルから『奨学金継続願』の提出（入力）を行ってください。授業料減免についてはCHUKYO ALBOでお送りするGoogleフォームから継続申請を行ってください。

Q. 現在「支援区分対象外」となり給付奨学金の振込が停止しているが、授業料減免はどうなるか。

A. 支援区分対象外の判定により給付奨学金の振込が「停止」となっている場合は、授業料減免も適用されません。